

平成 17 年 3 月 29 日
警察本部訓令第 14 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察組織犯罪総合対策の推進に関する訓令

(概要)

本訓令は、暴力団、来日外国人等により組織的に敢行される犯罪が、治安に重大な影響を与えることに鑑み、県警察が一体となって犯罪組織の実態を解明し、当該組織実態等に即した効果的な対策を講じることにより組織の制圧、壊滅等を図り、もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的として

- 組織犯罪総合対策の推進体制
- 組織犯罪に係る情報の収集及び分析要領
- 組織犯罪の取締り手法

等について定めている。